

Q 賃金計算における端数処理はどのように処理したらいいですか

A 次のような処理を行うことは、労基法 24 条（全額払い）及び 37 条（割増賃金）違反としては取り扱わないということが行政解釈（昭 63.3.14 基発第 150 号、婦発第 47 号）で示されています。

1 1ヶ月の賃金支払額における端数処理

(1) 1ヶ月の賃金支払額（賃金の一部を控除して支払う場合には控除した額。以下同じ。）に 100 円未満の端数が生じた場合、50 円未満の端数を切り捨て、それ以上を 100 円に切り上げて支払うこと。

(2) 1ヶ月の賃金支払額に生じた 1,000 円未満の端数を翌月の賃金支払日に繰り越して支払うこと。

2 割増賃金計算における端数処理

(1) 1ヶ月における時間外労働、休日労働、深夜業の各々の時間数の合計に 1 時間未満の端数がある場合に、30 分未満の端数を切り捨て、それ以上を 1 時間に切り上げること。

(2) 1 時間当たりの賃金額及び割増賃金額に円未満の端数が生じた場合、50 銭未満の端数を切り捨て、それ以上を 1 円に切り上げること。

(3) 1ヶ月における時間外労働、休日労働、深夜業の各々の割増賃金の総額に 1 円未満の端数が生じた場合、(2) と同様に処理すること。